規定の改正又は廃止の手続き

（1）生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。

（2）校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、学校評議委員会でその内容について議論するものとする。

（3）校長は、学校評議委員会などでの議論を踏まえ、校則の改正又は廃止について決定するものとする。

（4）前項の決定にあたっては、議論の経過及び決定理由について、生徒及び保護者に説明するものとする